
ポスト 3/11 の日本において

調査捕鯨の堅持を選択することに政策的妥当性はあるのか（前編）

一周到に準備された結論と「鯨類捕獲調査に関する検討委員会」の関係一

森川 純

JWCS 理事・酪農学園大学教授（当時）アデレード大学客員研究員

2011 年 10 月 4 日、鹿野農林水産大臣は南極海調査捕鯨の継続を表明する。同日の NHK ニュースは、その内容について次のように伝えている。

“日本が南極海で行なっている調査捕鯨を巡っては、反捕鯨団体「シー・シェパード」の妨害活動で、乗組員などの安全確保が難しくなったとして、昨年度は（注 2011 年 2 月 18 日に南極海上で、引用者）初めて中止され、農林水産省は今年度も調査を続けるかを検討していました。これについて、鹿野農林水産大臣は、閣議のあとの記者会見で「調査捕鯨に水産庁の監視船を派遣するほか、妨害活動に対する対策を強化したうえで実施したい」と述べ、安全対策を強化したうえで、今年度も調査捕鯨を実施する方針を明らかにしました。

さらに鹿野大臣は、継続の理由について「日本としては商業捕鯨の再開を目指す事を前提にしており、そのためには調査捕鯨を継続する必要がある」と述べ、引き続き、調査捕鯨を通じて鯨の資源の正確な状況を把握したうえで、IWC＝国際捕鯨委員会で商業捕鯨の再開を訴えていく考えを示しました。“

(<http://www3.nhk.or.jp/news/html/2011004/t1001>)

なおこの問題に触れた 2011 年 10 月 4 日版の朝日新聞記事では、鹿野農水相の言葉として、“水産庁が要請していた海上保安庁の巡視船派遣については「内閣官房で詰めている」と述べるにとどめた。”と伝えている。

憂慮すべきは、この NHK と朝日新聞による記事には、独自の調査を土台とした分析が見られないのみならずシー・シェパードとの全面对決的な政策選択が今後、どのような政治・外交的な影響と結果を日本や国際社会にもたらすか、についてのシナリオや将来展望が提起されていないことである。

他省庁、とくに外務省や環境省側の困惑、懸念、異論、対抗提案は、ないのだろうか。内政や外交の民主主義的な運営といった観点からすると上記の報道姿勢と内容は、視聴者、読者の期待に応えるものからはほど遠いと考える。

それでは以下に、鹿野農水相の 10 月 4 日の声明に知的、政治的お墨付きを与えたと見られる「鯨類捕獲調査に関する検討委員会」（以下では、「検討委員会」と略称）の活動と中間取りまとめ、

について考察を試みる。

「検討委員会」は、2011年4月20日に水産庁によってその設置が公表され、二日後の4月22日にその第1回会議が行なわれた。

「検討委員会」の設置と活動は、前掲のNHKニュースで指摘された、“農林水産省は、今年度も調査を続けるかを検討していました。”の一環であった。ちなみに「同検討委員会」は、4月22日の第1回を皮切りに、5月17日、6月1日、6月20日、7月26日と計5回にわたって水産庁内の特別会議室で開催される。

「検討委員会」の言わば、結論と言える「中間取りまとめ」(案)は、7月26日の最後の委員会会議に事務局側より提出される。「検討委員会」の設立の趣旨、構成、運営、情報公開、事務局体制について水産庁資料は以下のように記す。

趣旨：“我が国は、①鯨類資源は重要な食料資源であり、他の生物資源と同様、最良の科学的事実に基づいて、持続的に利用されるべきである。

②食習慣・食文化はそれぞれの地域におかれた環境により歴史的に形成されてきたものであり、相互尊重の精神が必要であるとの基本認識のもと、商業捕鯨の再開を目指している。

このため、商業捕鯨の再開に必要な鯨資源に関する科学的知見を収集することを目的として鯨類捕獲調査を実施しているが、近年、南極海鯨類捕獲調査については、反捕鯨団体の妨害活動により計画どおりの調査を実施出来ていない状況にある。

このことを踏まえ、鯨類捕獲調査を安定的に実施するため、幅広い意見を聴く検討委員会を開催する。”

以上の記述は、冒頭で紹介した鹿野農水相の声明とその基本枠組みを共有していることに留意したい。

興味深いのは、4月20日の水産庁による同委員会の設置発表では、今後の“鯨類捕獲調査のあり方について幅広い意見を聴くため”、本委員会を開催するもの。”となっていたことである。だがそうした表現は、2日後の第1回委員会を迎える際には、上記のように“鯨類捕獲調査を安定的に実施するため、”に変更された事実である。

ここには実施の継続に対する強い政治意思の存在が見てとれる。要因として指摘されるのは、同じ20日に民主党内の捕鯨推進の議員連盟である『民主党捕鯨対策議員協議会』総会が開催され“政府は、毅然とした態度で次期調査の再開を求める”旨の強い突き上げがなされたことがある。

この件に関し水産経済新聞2011年4月22日版の記事は以下のように記す。

“民主党捕鯨対策議員協議会(小平忠正会長)の総会が4月20日、東京・永田町の衆院会館で開かれ、妨害活動で帰国した南氷洋調査捕鯨の抜本的立て直しと調査の継続に向け、「政府の強い姿勢を示すよう」と、厳しい注文が相次いだ。小平会長は「(今期の調査では)シー・シェパード(SS)の妨害行為により、調査を中断せざるを得なかったが、次期調査に元気に出られるよう、

当会として支援策を講じていきたい。毅然とした態度で堂々と調査を再開したい。今後、調査を継続していくには、行政の財政的支援も必要」と述べた。

－（中略）－

水産庁からは「鯨類捕獲調査のあり方に関する検討委員会」の開催などについて説明が行なわれた。

それに対し議員からは「科学的知見の収集と商業捕鯨の再開を目標に進めてきたが、ここにきて調査のあり方を考えるというのは、『撤退するのではないか』との不信感を与え、協力国の信頼も傷つける」などの厳しい声が上がった。

それに対し、水産庁は「趣旨の表現が誤解を与えるものだったかもしれない」と答えた。“

民主党及び自民党内の一部の族議員グループによる商業捕鯨の維持と推進を目的とした内外での活動自体が持つ問題的側面については、結論部分で検討を試みる。したがって以下では、まず「検討委員会」の実態究明作業に戻る。

以上に紹介した「趣旨」の文言だけでも、「検討委員会」の議論の対象、目的、方向性が4月22日の第1回会議から狭く、強く規定されていたことが判明しよう。

“始めに結論ありき”と言わざるを得ない政府側の姿勢は、さらに「検討委員会」の委員構成、運営、情報開示に対する姿勢、事務局体制にも反映される。

「検討委員会」の構成と運営について前掲の水産庁資料は以下のように記す。

運営：“検討委員会の座長は、筒井農林水産副大臣が行なう。座長は検討委員会の議事を総括する。水産庁次長が議事進行を行なう。検討委員会は、必要に応じて、委員以外の有識者の説明を求め又は意見の聴取を行なうこととする。

事務局：検討委員会の事務局（庶務）は、水産庁資源管理部遠洋課が行なう。

(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/study/enyou/index.html>)

検討委員会の事務局について述べれば、佐藤正典水産庁長官をトップに宮原正典次長、井上 明資源管理部長、香川謙二審議官、森下文二参事官、花房克麿遠洋課長の幹部6名から構成される。

これらの地位にある人々は、日本の捕鯨推進政策の企画・立案、形成は言うまでもなく、与党、政府、捕鯨推進議員グループ、他省庁との連絡・調整、日本鯨類研究所や共同船舶などの調査捕鯨関与組織への監督、支援、さらには、捕鯨推進政策のための第三世界諸国に対する水産援助や招待・訪問外交等による多数派工作とIWC外交にも重要な関与をしてきていることに留意したい。また議事録作成等の実務は、遠洋での大規模商業捕鯨再開の実現をレゾン・デートルとする資源管理部遠洋課捕鯨班が担当する。

なお検討委員会の会議では上記の水産庁幹部6名中5名は、陪席という形で会議のテーブルに7名の選出委員と相対する形で出席するのである。宮原正典水産庁次長の場合は、検討委員会の議事進行役といった重要な地位と役割を与えられる。

指摘すべき事実は、座長の筒井農林水産副大臣は多忙なスケジュール故に、毎回の検討委員会

会議に座長として出席しその職務を十分に果たすことが困難であった。したがって「検討委員会」会議での宮原正典次長の任務、言い換えれば事務局側の関与と影響力は、より大きなものとなるに至る。

検討委員会を構成する委員としては以下の7名が参加する。

公表された氏名及び所属組織は次の通りである。

総合地球環境学研究所教授の秋道智彌氏、全国消費者団体連絡会事務局長の阿南 久氏、東京海洋大学教授の櫻本和美氏、仙台大学教授の高成田 亨氏、中央学院大学准教授の谷川尚哉氏、前国連食糧農業機関（FAO）水産局長の野村一郎氏、早稲田大学名誉教授の林 司宣氏である。

(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/study/enyou/index.html>)

それでは、検討委員会での討議の内容について検証を試みる。

まず座長を務めた筒井農林水産副大臣の発言を2011年6月20日の第4回「鯨類捕獲調査に関する検討委員会」の議事概要から以下に紹介したい。

ちなみに筒井信隆議員は、菅改造内閣で2010年9月に農水副大臣に任命されるまで衆議院農林水産委員長を務め、また水産族の有力者である。

水産経済新聞の2009年11月30日版の記事は、民主党水産振興議員連盟総会への57名の参加者リストを掲載。筒井信隆氏は、会長代行に選出されている。

水産振興議員連盟と捕鯨対策議員協議会の構成メンバーが、必ずしも一致しているとは限らない。だが後者の議員協議会の会長である小平忠正氏が前者の議員連盟の顧問の一人として就任していること。また総会で「クジラは日本の伝統食文化であり、皆さんからの協力を是非お願いしたい」と、捕鯨協議会への参加を呼びかけた。（前掲、水産経済新聞記事）事実上、両組織間の緊密な関係について多くの示唆を与える。

その点については、以下の筒井氏の主張が、前掲の民主党捕鯨対策議員協議会総会で示された調査捕鯨、商業捕鯨の維持と再拡大のそれと見事に一致していることにも現れている。

皆様のご意見をお聞きして、これから論点をまとめていただくことになっているわけですが、論点整理も今日の資料にもいろいろ書かれています。鯨類捕獲調査の正当性・必要性、その科学的な意義、これらをきちんとまとめた上で、しかもそのまとめる際においては、日本の伝統的な食文化等々の意味も含めてやっていかなければいけないというふうにも思っております。そして、前回、この会で私申し上げましたが、鯨類捕獲調査を去年と同じやり方でまたやったら、必ず去年と同じ結果になってしまう。新しい何らかの措置をとった上でなければ、行っても意義がないと言ったら言い過ぎかもしれませんが、同じようにまた途中で戻ってこなければいけないという結果になるという、このことは絶対に避けなければいけないということを申し上げました。海上保安庁の巡視船あるいは法的な整備、これらを含めたあらゆる新しい措置というのをきちんととった上でこの次は行なうべきであるというふうに考えているところがございます、それらの問題について有識者の皆さんからも、そして委員の皆さんからもいろんな形で教えていただきご助言をいただきたいと思っております。

以上のさまざまな思惑と期待に縛られた「鯨類捕獲調査に関する検討委員会」は、いかなる結論なり提言を導くに至ったのであろうか。

その点については、7月26日に開催された第5回検討委員会の際に事務局側から提出された資料4の「中間取りまとめ」(案)の結論部分が明らかとしている。

“本中間取りまとめは、鯨類捕獲調査を安定的に実施するために幅広く意見を聞くことを目的として、5回にわたり開催した鯨類捕獲調査に関する検討委員会の議論を取りまとめたものである。検討委員会では、我が国の鯨類捕獲調査に関して様々な意見が出されたが、大きくは「毅然とした態度で継続すべき」との意見であり少数の「国際的批判や費用対効果に鑑み縮小・中止すべき」との少数意見も出された。

ただし、何れの意見も、調査船及び乗組員の生命・財産を危険にさらすことを是とするものではなく、鯨類捕獲調査を実施するためには、安全性の確保が不可欠であり、大前提であるという基本的な認識に相違はなかった。

本中間取りまとめを踏まえつつ、今後の鯨類捕獲調査の方針が決定されることを期待する。”

この「中間取りまとめ」で注目されるのは、“鯨類捕獲調査を安定的に実施するため”、“大きくは、鯨類捕獲調査を毅然とした態度で継続すべき、との意見であり、少数の「国際的批判や費用対効果に鑑み縮小・中止すべき」との少数意見も”、

“鯨類捕獲調査の実施には安全性の確保が不可欠であり、大前提である、という基本認識に相違はなかった。”と記した箇所であろう。

そして最後に、この“「中間取りまとめ」を踏まえつつ、今後の鯨類捕獲調査の方針が決定されることを期待する。”と述べ、政府広報やマスコミ報道を通じて世論に広く訴えるのである。

そしてこの「中間取りまとめ」の約2カ月後の10月4日に、調査捕鯨堅持に関する鹿野農林水産大臣の強い意思が内外に表明される。

それでは次に上記した「中間取りまとめ」に対する第4回「検討委員会」(2011年6月20日)での各委員の発言、基本姿勢について上記の水産庁資料から引用しつつ検証してみたい。

阿南 久：“私も、こういう方向性を出すと、国際的にもこれは明らかになってしまいますよね。そういうことも考えること、やっぱりあくまでもIWCという場が設定されているわけであって、そこでの話し合いを優先させるということを前面に出していかないと、何だ、日本はそんなところで勝手にやるのかという話になると思います。国際間の話し合いのルールを踏みにじるようなことを日本から言うのはおかしいと思います。要するに、鯨類捕獲調査についての今後の意義や態度を決めて行くのも当然ですよね。私は南極海の鯨類捕獲調査は必要ないと思っているのですが、そういうことも含めて、今後の政策を明らかにした上で、この妨害活動に対してのIWCでの議論を提起して、そして説得すべきだということをはっきりここに書くべきで議論の場を否定しているようなことを一方的に書くわけにはいかないですよ。”

櫻本和美：“資源研究者という立場から言うと、もう十分に南氷洋でミンククジラの商業捕鯨を再

開してもいい、全く問題なくできるという状態になっていると思います。RMP を使って捕獲枠を算定してやれば、もうそれで済んでしまう話なのに、どういうわけか、その理由を一言で述べるのは困難ですが、それが実現できていない。だから、今の状態というのはかなりゆがんだ状態であるということは事実だと思います。ですから、そのゆがんだ状態の中で鯨類捕獲調査がやられているというのが現状です。本来の姿に、すなわち商業捕鯨という形にもどしてもいいと、私は資源研究者としてそのように思います。”

高成田 亨：“それでは、まず1番のところでは、私は正当な権利であるということはその通りだと思います。そしてまた、現状としていろんな妨害を受けているということもそのとおりだと思います。ただ、国際社会の中で、これ以上南極海における鯨類捕獲調査を続けることが日本の評価を高めるとは思えないので、私は段階的に縮小していくという方向性をとったほうがいいというふうに思います。ただ直ちにやめろと言っているわけではありません。段階的に縮小という方向を目指すべきであるという意見を持っております。”

“今の鯨類捕獲調査が外から見たときに商業捕鯨の代替になっているというふうに見られるという部分で、そこが国際的な批判にもなっているということをつけ加えていただければと思います。動物愛護だけではなくてという意味です。”

谷川尚哉：“再考するとか段階的に縮小するというご意見が出ましたけれども、それならば私も再度、態度表明というか意見表明します。やはりこの検討委員会の趣旨として、鯨類捕獲調査を安定的に続けるために、今回シー・シェパードの妨害があつて混乱しているが、今後どうするかというのでこの委員会が招集されているわけですから、それも踏まえて、先ほど有識者の方も異口同音におっしゃっていましたが、ああいう過激な環境テロリストの妨害があつたからやめますというのは、それは筋が通らないでしょうということですね。だから、そうであれば、私はやめる理由は全くないという書き方はこのままでいいと思います。”

野村一郎：“この検討会の目的は、多分、水産庁、農水省の趣旨は別にして、いろんな意見を聞くということですから、結論ありきである必要は全くないと思います。ですから、もちろん鯨類捕獲調査の縮小もしくは場合によっては段階的な廃止というのも一つの議論になっても別段おかしくないと思います。そういう前提の上で、私は個人的には原案どおりでいいと思います。”

“私個人的には海上保安庁の派遣に賛成です。これは、日本国民が正当な行為をやっているときに、やっぱり国の官憲は守る義務があるのではないかと。公海ですから。それで、もちろん税金を使うとかコストのことはありますが、テロに屈してそれをやらないというのは非常に説明しづらい。とりあえずやってみるべきではないかという意見です。ですからそれを意見として入れていただきたいのです。”

林 司宣：“海賊行為ですけれども、ここに出てないのは、前回の終わりのほうに、外務省だったか総合海洋政策本部の方が説明されたことで、SUA 条約の適用があるということをはっきりとおっしゃっていたことです。SUA 条約というのは、日本語では海洋航行不法行為防止条約の略ですが、この点、政府の方からそういう確認できてましたので、あえて私は賛成を言わなかったのですけれども、かねてから同条約の適用は確かに積極的に検討すべきだと思っていましたので、もしここで許されれば、SUA 条約の積極的な適用を検討すべしというふうな意見を入れさせていただ

きたいと思います。”

以上の証言から検討委員会を構成する7名の調査捕鯨に対するスタンスが浮き彫りになる。これによれば、明確に反対の姿勢を示したのは阿南委員、段階的縮小を提起したのが高成田委員である。他方、鹿野農林水産大臣及び筒井副大臣の主張に沿った発言を行なったのは、谷川委員、野村委員、櫻本委員である。

なお秋道智彌氏の発言は、欠席のためか6月20日の同検討委員会の議事概要に記載がない。したがって捕鯨問題に対する日本の姿勢に関する同氏の率直な主張例を紹介する。

“捕鯨問題に反対する勢力と世論に対して、この先、敢然と立ち向かう決意をもって捕鯨再開を目指すスタンスは保持すべきである。”

秋道智彌、『クジラは誰のものか』筑摩書房 2009年 216頁

林委員は、日本の調査捕鯨や商業捕鯨の是非について直接発言はしていない。だが日本の南極海での調査捕鯨に対する妨害を行なっている団体(S・S)に対処する上での法的根拠とその適用可能性を強く提起している。以上の文脈で考えると林委員も調査捕鯨の継続を模索する政府側にとっては、好ましい貢献をしたと判断される。

以上の7名の委員のスタンスを概観すれば、それは正に「中間取りまとめ」が表現したように、“大きくは「毅然とした態度で継続すべき」との意見であり少数の「国際的批判や費用対効果に鑑み縮小・中止すべき」との少数意見も出された。”構図が浮かび上がる。

5対2という結果は、最初に、いかなる題名での「取りまとめ」を内外世論に発信するかを決定し、また想定通りに事が運ぶように、座長と議事進行役と「検討委員会」委員を慎重に選抜し、さらに会議場は水産庁の会議室を設定し、議事録や「取りまとめ」の作成といった重要な仕事も水産官僚自身が行なうといった周到に準備されたシナリオの産物であったと言って良いであろう。

それには驚くには当たらない。なぜなら原発政策やODA政策で象徴されるように審議会、諮問委員会、検討委員会などの構成メンバーの選抜に当たっては、依頼者である政府や各省庁側の意向と利害が(議題の設定と共に)強く反映されてきた歴史があるからである。

官僚組織に選ばれた学者や専門家に主として期待されてきたのは、さまざまな問題に対する依頼者側の認識及び具体的な対応策に対して、権威ある有識者として“お墨付き”を与え、世論を納得させる“知的下請け”としての仕事である。

とはいえ政府・省庁側も戦術的な配慮も忘れない。配慮とは、依頼側の意向に沿った言動をしてくれる委員を多数派にする一方で“リップ・サービス”的に少数の慎重派、反対派とされる有識者も入れておく場合がある。そのわけは、公正かつバランス良く選ばれた学識経験者によって討議された傾聴すべき結論、提言、という印象を人々一般が受けとることの重要性を依頼者側は、意識しているからである。またこの後に重要な仕事が当局者側には残されている。それは、マスメディアの協力を得て結論なり提言を内外の世論に広く伝える作業である。

事実上、誰も「中間とりまとめ」の内容がどのような政治意思と過程を経て形成されたかについ

ては知らないのに、権威ある有識者集団から出された的確なる結論、提言である、といったストーリーが、語られると、あたかも信頼出来る話であるかのように、一般に受けとめられて、一人歩きを始めるのである。

この“一人歩き現象”は、読者、視聴者一般がマスメディアに対し抱く高い信頼によってさらに増幅され拡散していく。

残念ながら政府や官庁の政策決定者集団内では、国家や政府は、時に誤りを犯すという自戒、学の独立の尊重が広義の国益の実現にも繋がる、国民のため政府・国家があるという感覚と認識は、未だ弱体である。にもかかわらず日本を“先進民主主義国”であるとイメージし高く評価する文化が永田町（政界）と霞ヶ関（官界）と大手町（財界）に存在するという皮肉な状況が続いている。

そうした状況であるからこそ、学問と政治、メディアと政治との関与のあり方について当事者である学者、研究者、ジャーナリストの日々の自問自答が求められるのではないだろうか。“少数の異論、反論もあった”、と記す「中間取りまとめ」の内容とそのご都合主義的な説明と評価は、生まれるべくして、生まれたと言って良い。

ここで野村一郎委員のプロフィールについてコメントしておきたい。その訳は、検討委員会事務局側の極めて恣意的な情報公開姿勢が彼のプロフィール紹介にも現れているからである。

水産庁資料には、彼の経歴として前・国連食糧農業機構 (FAO) 水産局長とだけ紹介されている。国際機関の元幹部スタッフであれば、国際公務員にふさわしく出身国の意向や利害から独立して、国際社会の意向と人類共通利益の実現を第一に考え行動してきた、というイメージと期待を与えよう。(林司宣氏も興味深いことに、元 FAO 水産局長としての経歴)

だが野村氏は米国の大学院で修士号を取得後に水産庁に入りその後海洋漁業部国際課、漁場資源課長、遠洋課長といった捕鯨推進政策に関連の深いポストで幹部として勤務した後、FAO 水産局長の任にあった人物である。(特定非営利活動法人「海のくに・日本」(Ocean World Academy of Japan) 2010 年 11 月 16 日開催の発足フォーラム資料)

水産庁主導の水産外交においては、IWC や CITES のみならず FAO も重要視されているため FAO 水産局との歴史的関係は、浅くないことに注意したい。

「鯨類捕獲調査に関する検討委員会」は「情報公開」に前向きである旨のイメージを内外に表明する一方で、検討委員会委員に水産庁幹部であった人物を選任した事実は、見事に隠すのである。ちなみに検討委員会の情報公開に関するスタンスについて水産庁資料は、以下のように公表している。

公開：会合は公開し、また、検討委員会の配布資料（委員及び委員以外の有識者が提出した資料を含む。以下同じ。）及び議事概要、については、ウェブサイト掲載その他の適当な方法により公表する。

ただし、個人や法人の正当な利益を害するもの等、公開又は公表することに特段の支障がある場合については、検討委員会の判断で、会合を非公開とし、また、検討委員会の配布資料及び議事

概要を非公表とすることができる。

(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/study/enyou/index.html>)

上記資料で筆者が注目するのは後段の非公表に関する記述部分と水産経済新聞 2011 年 4 月 22 日版記事における小平忠正民主党捕鯨対策議員協議会会長の発言、“今後、調査を継続していくには、行政の財政的支援も必要”と述べた、箇所との関連である。

調査捕鯨は、水産庁が日本鯨類研究所に委託し共同船舶が船や機材や人員を提供し、副産物とされる鯨肉の日本国内の販売代金及び次第に増大する補助金投入によって実施されてきた。しかし国内での鯨肉販売の低迷と在庫問題の常態化、調査捕鯨に必要な船舶群の老朽化、原油価格の高騰、調査捕鯨も融資面で支援してきた水産庁管掌の海外漁業協力財団が事業仕分けの対象とされたこと、さらにはシー・シェパードによる南極海での妨害活動による捕獲調査の中断や捕獲頭数の減少などによって日本鯨類研究所と共同船舶は、深刻な財政危機に直面するようになる。

ちなみに南極海での調査捕鯨は、当初（1986・87 年）から政府・水産庁に依存して言わば「半官半民」營的に開始された。その後、ますます調査捕鯨は「官營」の色彩を強めてきた。最近では、上記したさまざまな問題の噴出を前にして南極海での調査捕鯨は行政の財政的支援拡充、つまり多額の税金投入による事実上の「国營」化しか道が残されていない状況にある。そうした大きな転換期を迎えた現在において情報公開ではなくむしろ、以下のような情報統制と操作が行なわれる。

5 月 17 日に開かれた第 2 回検討委員会会議に（財）日本鯨類研究所理事長の藤瀬良弘氏と共同船舶（株）代表取締役社長の山村和夫氏が招かれた。

この二つの組織は、水産庁の捕鯨推進政策を国内外の世論向けの PR キャンペーン、各種イベントの実施と協力、調査捕鯨、副産物とされる鯨肉の加工・流通・販売といった実務で大きな貢献をしてきている。またこの両者とも深刻な財政危機に直面しているため、さらなる税金投入による支援が不可避な状況にある。

したがって両氏の発言内容は、主権者・納税者である国民一般と大きな関連があるにもかかわらず検討委員会事務局側の判断で非公開とされる。

さらに 6 月 1 日に開催された第 3 回検討委員会で前回会議での意見聴取のフォローアップ作業が行なわれた際にも共同船舶の財務内容と今後の対応策に関する重要な部分が非公開とされる。情報公開に関する議事進行役の水産庁宮原次長の発言（第 1 回検討委員会議事概要（HP 掲載案）資料 7）を以下に紹介しておく。

“資料についてはできるだけ整えようと思います。この場では委員の皆様につぶさに実態を見ていただくことが重要であると考えておりますが、ただ先ほども申し上げたとおり内容によっては公開に適さないものもありますので、その場合は非公開というルールを適宜使わせていただくということをお願いしたいと思います。資料が外に出ないという配慮が必要になってまいりますので、その辺はご理解をいただければというふうに思います。”

“内容によっては公開に適さない”、“資料が外に出ないという配慮が必要”、と宮原次長は、言うがその判断基準は、他でもない宮原氏を含めた一部政府当局者の頭の中にあるし、それが正しい、ということなのであろう。

ところで日本鯨類研究所の経営状況と共同船舶の財務内容に関する詳細な情報の非公開政策が、民主党や自民党などの捕鯨推進議員グループにも適用されてきたのであろうか。そうした可能性よりも国会議員側に水産庁から積極的に情報提供が行なわれた可能性の方が高い。と言うのは、4月20日の民主党捕鯨対策議員協議会総会での小平忠正会長の“今後、調査を継続していくには、行政の財政的支援も必要”という発言は、彼が調査捕鯨の財政面での厳しさを把握したからこそ為し得た、と考えるのが自然だからである。

主権者、納税者である国民が、一切相談もされないまま、南極海での調査捕鯨の継続に必要なとして、多額の税金負担計画が突然、一方的に空から降って驚き、困惑する情景が浮かぶ。

読売新聞2011年9月30日版は、この件について以下のように伝える。“妨害活動の影響で経営が悪化している調査捕鯨の実施団体「日本鯨類研究所」に対する支援も行なう。乗組員の安全対策費とあわせて、計20億円を11年度第3次補正予算に計上する方針だ。”

議事進行役としての宮原次長がすべき仕事は、恣意的な“事前検閲”を行なうことではなく、問題の根っこにあるような類いの資料を広く一般に公開しその評価と判断は、国民一般にゆだねることではないか。言うまでもないが良質の多様な判断材料をベースにして初めて各界各層を巻き込んだ実り多い国民的議論が展開され、その過程で現行の捕鯨政策に対する検証と事態改善のための様々な具体的提案がなされると考えるからである

「検討委員会」が“始めに結論ありき”を追認するための委員会であったことは、2011年4月22日の第1回会議の議事概要（資料7）での谷川委員と議事進行担当の宮原水産庁次長とのやり取りでさらに鮮明となる。少し長いが核心を突く部分と考えるので以下に引用、紹介する。

谷川委員：“最初の趣旨のお話のところでは質問してもよかったのですが、事前に送っていただいた開催要項の(案)では、「今後の鯨類捕獲調査のあり方について」幅広い意見を聴くためにこの委員会を開催するとなっていたのですけれども、今日の資料では「鯨類捕獲調査を安定的に実施するため」に意見を聞くためと変わっているのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

水産庁宮原次長：“この開催要領については、今日までいろいろな関係者のご意見もうかがう機会がございまして、やはり原案ですとはっきり申し上げて捕獲調査をやめることを議論するのではないかというような誤解があるのではないかとか、あるいはかなり否定的なことをやるためにこの会議をやっているのではないかとか、あとは、シー・シェパードという不法な団体が不法な行為によって大変不本意な状況に追い込まれたということについて、その結果やめるというようなニュアンスが出るとすれば対外的にマイナスになるのではないかとかというようなご意見もございました。そういうことでここでは「調査の実施」ということを掲げさせていただいたということとさせていただきます。”

谷川委員：“ということは、農水省も水産庁も調査捕鯨はかねて水産白書にも毎年書いてあったし、IWCの場でも日本政府代表団は主張しているように調査捕鯨は実施するという前提でこの委員会

もあるということで理解していいわけですね。水産庁や農水省の基本姿勢は変わらないということでしょうか。”

水産庁宮原次長：“はい。ただ誤解がないように申し上げておきますけれども、ご意見については広くうけたまわるつもりでございます。我々が最初から何かポジションを決めた上で、この検討会をしているというわけではないという部分もございますので、目的は目的でございますけれども、ご意見についてはあらゆるご意見をうけたまわるつもりでこの検討会を開いております。”

宮原次長の以上の説明で興味深いのは、“この開催要領については、今日までいろいろな関係者のご意見もうかがう機会がございまして”の部分にある“関係者”という言葉とそれに続く説明である。時期と内容から判断すると、彼の言う関係者とは、民主党捕鯨対策議員協議会及びそのメンバーであることが容易に浮かび上がる。

彼の言葉から次に筆者が想起させられたのは、“霞ヶ関村“で流通している、つかみどころのない「お役所用語」である。その一つの象徴が、“検討”という言葉である。“検討する”という表現を市民一般が聞いた場合、常識的には、問題解決に対して政府・省庁が積極的かつ肯定的に取り組む政治意思と行動をイメージし、そのように理解するのではないだろうか。しかし霞ヶ関では、“検討”や“検討する”といった言葉の用語法は市民一般のそれとは大きく違う場合がある。つまり霞ヶ関では、“検討する“とは“考えるけどやらない“、と同じ意味で使われる場合が少なくないからである。

例えば、朝日新聞 1993 年 12 月 5 日版は、次のような例を紹介している。“行革審の答申では、「天下り」について「再就職の承認制度を見直し、企業との職務上の関係を公表するなどの実効ある措置に転換する」（最終答申案）を「実効ある措置を『検討する』」（最終答申）と直し、腰を引いた。”

内外の注目を少なからず集めた「鯨類捕獲調査に関する検討委員会」も以上考察したようにその内実は、“霞ヶ関用語”の「検討」にふさわしいものであったと言えよう。

東電福島原発事故を契機に、市民を落胆させ批判を巻き起こした政・官・財による「やらせの伝統文化」の存在が鮮明となり関係者は、いまや猛省を迫られている。だがポスト 3/11 時代においてさえ「捕鯨村」関係者一般の対応は、“唯我独尊”の姿勢とリアリズムを欠いた政治判断のせいか、鈍いままである。

ちなみに平成 23 年度（2011 年）版の『水産白書』の IV の表は、東日本大震災による水産関係の被害状況について記している。それによれば、岩手県、宮城県、福島県においては、壊滅的な状況。上記三県に加えた北海道、青森県、茨城県等の各県を含む被害数と額について以下の数字を記している。

漁船、20718 隻、被害額、1384 億円、漁港施設、319 漁港、被害額、6442 億円、養殖施設、被害額、455 億円、養殖物、被害額、545 億円、市場・加工施設等共同利用施設、被害額、126 億円、合計被害額、8952 億円。水産庁編集『平成 23 年版水産白書』農林統計出版、2011 年 6 月

理解に苦しむのは、「検討委員会」が3/11直後の時期に組織されたにもかかわらず、以上の深刻な状況と全く切り離れた形で、「調査捕鯨を安定的に実施するために」という小さな議題に限定して議論し、中間取りまとめ作業を行なったことである。壊滅的な打撃（含む沿岸捕鯨業）にもかかわらず、被災地では、水産業や地域社会の復興に水産関係者や自治体、地域住民が内外の様々な方法、形態での支援を受けつつ懸命に取り組んできている。そうした関係者の眼に、「検討委員会」の目的や討議内容そして中間取りまとめは、どう映ったであろうか。なすべきは、大きく長期的な復興ビジョンとリンクさせた中で現状と今後の捕鯨政策のあり方を再検証することではなかったか。

ただ、さすがの水産庁当局者も今回の大震災と津波と原発事故の被害の広範さ、深刻さを前に、「検討委員会」の目的を、当初、「鯨類捕獲調査のあり方について幅広い意見を聴くため」と記した可能性がある。もしもそうであるとするならば、水産庁内部にも現実主義的な対応を模索せんとする動きが浮上した、ということになる。

だが民主党内の捕鯨対策議員協議会メンバーの一喝によって“鯨類捕獲調査を安定的に実施するため”に変更、を余儀なくされたのであろうか。

捕鯨政策に関しては、次回の報告で提示するように水産庁が自身の政治的脆弱性を補完するため与党の族議員を歴史的に活用してきた。国会議員を活用する上で、捕鯨や鯨食を守ることは、日本国家・民族の伝統や誇りや利益を守ることと同一、といったナショナリズム、愛国主義が、1985年5月の自由民主党捕鯨議員連盟の結成以来、大きな役割を演じてきている。

国会議員には、いまや捕鯨問題を巡る現状を大局的、長期的な視野から冷静、客観的に分析し現行の捕鯨推進政策をレビューし、何らかの出口戦略を構想、提案することが求められている。だが現実には、むしろ民族主義的熱情に流され反捕鯨勢力との対決をますます声高に叫ぶ国会議員が影響力を増大させている状況にある。

日本列島沿岸には、捕鯨や鯨食の伝統を持つ地域と社会もあるが、他方で沿岸にありながら捕鯨も鯨食もしなかった地域と社会も多い。そうした「多様性の統一体としての日本」を想起するだけで捕鯨とナショナリズムを結びつけ、一方的に熱くなることは論理的でもないし生産的でもないことが理解されよう。

地域の誇り得る伝統や文化は、それはそれとして理解し評価すべきものであろう。だがそれを、全国レベル、民族レベル、全国民レベルでの伝統と文化であると主張するのは無理がある。しかしナショナリズムの怖いところは、ひとたびそれが過熱するとそれ自体が勢いを持ってしまい、火をつけた当事者自身も制御が困難となることである。

水産庁が、飼い犬の「族議員集団」に手を咬まれる事態が実際に起こったとすれば、今後は、水産庁のみならず、民主党捕鯨対策議員協議会（そして自由民主党捕鯨議員連盟）所属の国会議員の問題行動をウオッチしつつ捕鯨推進政策を「政策仕分け」の対象としていくことが主権者である国民にとって重要となる、と考える。
(後編につづく)

(JWCS 会報 No. 64 2011年12月より転載)